

2026年6月

お客さま各位

第一勧業信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて（その2）

平素は当組合に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2021年6月に政府において閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされ、全国銀行協会は「2026年度（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として掲げました。

こうした状況を踏まえ、当組合では、将来的な手形・小切手の電子化に向けた取組みとして、下記の対応を実施いたします。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1、手形・小切手の振出期限を設定

最終振出期限を2026年9月30日（水）とし、最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いが出来ません。

2、手形・小切手の預金入金扱いの受付の終了

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。

3、手形割引の受付の終了

2026年9月30日（水）をもって、手形割引の受付を終了いたします。

以上